

令和5年6月26日

第175回 遠野市農業委員会総会議事録

第175回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年6月12日、19日
告示番号 遠野市農業委員会告示第10号、第11号
会議年月日 令和5年6月26日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、
11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、
15番 多田登、16番 小向幸子、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義
欠席委員 7番 綱木秀治、8番 菊池久康、17番 河内克倫

会議に出席した職員 事務局長 菊池正浩

事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第175回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第16号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否
決定について
議案第17号 農用地利用集積計画の決定について
議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第19号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午後1時

議	長	<p>ご苦労様です。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。皆様ご起立願います。先唱を4番、藤田優一委員に願います。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は16名であります。定足数に達しましたので、第175回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、7番、綱木秀治委員、8番、菊池久康委員、17番、河内克倫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧くださいと思います。</p> <p>5月26日、令和5年度遠野市農林水産振興協議会総会に出席してございます。</p> <p>6月6日から6月16日まで、令和5年6月遠野市議会定例会に参加してございます。6日、本会議開会。12日から14日まで、一般質問。質問者は12名で、1人から農地集積に関して農業委員会の方に質問がありました。それに関して答弁してございます。16日、本会議閉会。</p> <p>6月10日、令和5年度遠野市緑化祭「里山フェスタ2023」に参加してございます。</p> <p>6月23日、遠野地域農業機械銀行役員会及び総会に私と事務局長が出席してございます。</p> <p>6月25日、第45回東北馬力大会馬の里遠野大会に出席しましたが、大変感動しました。ただ、馬がかわいそうで、見ていてそう思いました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。</p>
事	務	<p>はい、経過を報告いたします。</p> <p>5月29日、附馬牛（旧6区）地区検討会を行ってございます。</p> <p>5月30日、本県選出国會議員への政策要請と令和5年度全国農業委員会会長大会の方に、会長職務代理者と対応してございます。</p> <p>6月1日、遊休農地解消活動としてエゴマ播種作業を行っております。</p> <p>6月8日、農地法等申請締切日です。</p> <p>6月13日、附馬牛（和野・中滝）地区検討会を行っております。</p> <p>6月14日、農地転用等現地確認を行っております。当初15日を予定しておりましたが、事務局の都合もありまして14日に変更ということでもあります。</p> <p>6月17日、小友（鷹鳥屋）地区検討会を行っております。</p> <p>6月21日、第3回運営委員会を開催いたしました。</p> <p>本日、午前中、令和5年度農地パトロール出発式、第2回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を行っております。午後は、本総会と第1回農業者年金加入推進委員会会議を行います。</p> <p>これ以降の主な行事予定については記載のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。</p>
議	長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事	務	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は11</p>

		<p>件です。</p> <p>内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号2番は弟、その他の番号は子が相続しています。</p> <p>今後については、番号1番、2番、自己管理。</p> <p>番号3番、現況が原野となっており、平成6年度農地パトロールリストに登録してございます。</p> <p>番号4番から6番、同一の子が自己管理。</p> <p>番号7番、田は貸付、畑は自己管理。</p> <p>番号8番、自己管理。</p> <p>番号9番、一部畑が山林化。令和5年度農地パトロールで調査予定となっております。</p> <p>番号10番、田の一部を貸付、残りの田畑は自己管理。</p> <p>番号11番、自己管理。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの報告に質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事 務 局 長		<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。3ページをご覧ください。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、賃貸人、賃借人双方の合意により全部解約するもので、現在の賃借人の子に新たに貸し付ける予定です。</p> <p>番号2番、他の担い手に貸し付けるため、賃貸人、賃借人双方の合意により一部解約するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局からの報告に質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>それでは、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。</p> <p>発言しようとするときは挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号と氏名を宣言のうえ、ご発言を願います。なお、総会は傍聴者がいる場合があります。同様に議事録の関係もありますので、発言の際は個人情報保護の観点から個人の特定につながる氏名、住所などの発言をしないように願います。</p> <p>また、自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p> <p>最後に携帯電話につきまして、会議中は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に5番、菊池秀樹委員、6番、古屋敷徳夫委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>
農 地 係 長	<p>4ページ、5ページになります。第175回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計4件、17,335㎡。</p> <p>利用集積、今月計12件、85,171㎡。</p> <p>法第4条、申請ありませんでした。</p> <p>法第5条、今月計3件、2,844㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、286㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、10,545㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>法第18条第6項に関しての面積は10,545㎡ですので、よろしく願います。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第16号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>6ページです。議案第16号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人は労力不足のため、隣接地を耕作している譲受人に贈与で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲受人は自宅に隣接し耕作の利便が良いことから、要請し譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。</p> <p>番号3番、譲渡人は労力不足のため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号4番、母から子へ生前贈与するものです。</p> <p>以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、願います。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当の五十嵐です。6月14日水曜日に、事務局、農業委員と推進委員で確認してきました。1番、2番ともに適切に管理されていると見て、何ら問題ないことを確認してきました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、よろしく願います。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当推進委員、菊池日出夫です。6月14日に事務局2名、農業委員2名、推進委員2名で現地確認をいたしました。現地は■■■■■の向いの畑でありまして、譲受人の宅地と接している場所で都合がいいということで、譲渡理由にも書いてあるとおりで問題ないと思いますので、よろしく願います。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第16号は原案のと</p>

		<p>おり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第17号、農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
事務局次長		<p>7ページから10ページです。議案第17号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は12件で、すべてが新規であり、集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。</p> <p>番号1番と2番、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号3番、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号4番から7番、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号8番、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号9番、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号10番から12番、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。番号8番について質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>番号8番をのぞく11件について質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございま</p>

	せんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議 長	会議を再開いたします。
	【日程第4】
議 長	日程第4、議案第18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
農 地 係 長	<p>11ページです。議案第18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、自己住宅の建築を目的とした転用です。申請人は現在妻の実家で暮らしていますが、家族が増え手狭となったことから、申請地を購入し自己住宅を新築しようとするものです。申請地は休耕している田であり、現住居に近く、市道に接し利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は300m以内に駅、役場等の公共公益的施設等があることから、第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資予約証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>なお、番号1番につきましては、5月の第174回総会で農地転用事業計画承認申請の許可相当というところでご審議いただいて、6月2日付で岩手県知事より事業計画変更の承認をいただいているものです。</p> <p>番号2番、資材置場を目的とする転用であり、追認案件となります。申請人は土木業等を営む法人であります。既存の資材置場が重機の台数や埋め戻し用土砂等の保有量の増加により手狭となったことから、既存の資材置場を拡張するものです。申請地は既存の資材置場に隣接しており、また、資材置場の拡張に必要な面積を確保できることから、申請地以外で他に替え得る土地はないことから、適地として選定したものです。</p> <p>申請人は令和2年8月から盛土等行っており、本年10月までの事業期間として整備する予定ですが、転用許可を得ずに使用に至った経緯としては2つの要因があります。まず1点目ですが、申請人は所有者から申請地を譲り受ける際に、本来であれば登記事項証明書で土地の確認を行うべきところでありましたが、申請地が以前所有者の旧住居や小屋があった場所であり一帯を宅地と認識していたため、書類での確認を行わなかったこと。2点目の要因といたしましては、既存の資材置場と今回の事業地をつなぐ法面の整備を行った際、法面の安全性確保のため当初計画よりも法面の面積が広がったことから、南側の農地部分にも越境してしまったというものです。申請人は顛末書を提出し深く反省しており、再発防止策を社内で共有し再発防止に努めることとしております。今回の事例は、農地法を認識し事前に申請していれば許可できたものと思われるものです。</p> <p>申請地は田及び畑で、第1種、第2種、第3種に該当しないその他第2種農地ですが、この申請地に替えて転用事業を実施することはできないことから、その他第2種農地の許可要件である代替性に該当し許可できるものと判断しました。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>番号3番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は、自宅が老朽化していることから、父からの使用貸借により自己住宅を建築しようとするものです。申請地は自宅に隣接しており、生活上の利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は畑で、第1種、第2種、第3種に該当しないその他第2種農地ですが、</p>

	<p>周辺の土地で比較検討した結果、申請地以外に事業を実施できる土地はないことから、第2種農地の許可要件の代替性に該当し許可できるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資予約証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上3件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>現地の状況についてご説明いたします。現地は■■■■■から歩いて5分、10分までかからない場所にあります。すでにこの場所は宅地化している状態でありまして、内容については、転用目的については、先ほど事務局から説明がありましたとおりで問題ないと考えます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●担当推進委員の佐藤芳夫でございます。事務局2名、農業委員1名、推進委員2名、計5名で確認いたしました。事務局から説明を受けましたとおりで、何ら問題ないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●●地区推進委員の佐々木美智子です。6月14日、事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で現地を確認いたしました。何ら問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第19号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、上程いたします。事務局に説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>12ページです。議案第19号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人の亡父が昭和38年に自宅を建築して以来、庭、通路、家庭菜園として利用し、現在に至ってしまったものです。今回、空き家となった自宅を売りたいことから土地を確認した結果、農地であることが判明したものです。当時、亡父が、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果</p>

<p>推進委員</p>	<p>の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p> <p>現地の説明だけさせていただきます。現地は■■■■■■■■から県道を東の方へ、大体500m地点の左側です。しばらく空き家になっている状況で、さっき説明があったとおりでありまして、問題ないと確認いたしました。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>【その他】 その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局からありませんか。</p> <p>ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>【閉会】 それでは、以上をもちまして、第175回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦労様でした。</p> <p>午後1時35分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠野市農業委員 番 _____

同 番 _____

遠野市農業委員会会長 _____

